一般社団法人 Kochi-ke Surgery　若手論文表彰規程

第 1 条（対象者）
本表彰の対象者は、表彰対象期間において一般社団法人 KKS の会員（正会員・準会員の別を問わない）であり、卒後 6 年目までの者とする。

第 2 条（対象論文）
対象論文は、対象者が筆頭著者として執筆し、表彰対象期間内に掲載された論文、または掲載受理が確認された論文とする。

第 3 条（論文の要件）
- 英文論文は、査読制度を有し、PubMed に収載されている学術雑誌に掲載されたものとする。
- 邦文論文は、査読制度を有し、医学中央雑誌に収載されている学術雑誌に掲載されたものとする。
- 論文種別は、原著論文、症例報告その他の学術論文を問わない。

第 4 条（応募可能論文数）
- 英文論文については、同一会員による複数編の応募を認める。
- 邦文論文については、同一会員につき 1 編までとする。

第 5 条（表彰）
表彰者には、以下の副賞を授与する。
- 英文論文部門　50,000 円
- 邦文論文部門　30,000 円

第 6 条（改廃）
この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則　この規程は、2026 年 6 月 13 日より施行する。